

令和6年度住民参画実施計画

資料③

	状況	事業名	事業の目的	事業の内容	住民参画の実施により得たいもの、課題等	住民参画の方法
1	新規	総合計画策定事業 (行政経営課)	将来における本市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針である総合計画の基本計画について、総合的かつ計画的な市政運営を図り、まちづくりの着実な推進に資するため、調査・審議することを目的としている。 【予算の新規計上の理由】 令和8年度を初年度とする総合計画後期計画の策定にあたり、令和6年度に総合計画審議会を立ち上げ、審議していただくため。（任期2年間）	学識経験者、関係団体等を代表する者、公募委員で構成される総合計画審議会で、会議を開催予定。総合計画前期計画の実績や取組状況についての報告、後期計画の方針を提示し、本審議会より意見を聴取する。	本市の総合計画の取組について、審議会で専門的な意見をいただく	○審議会 【総合計画審議会】 前期計画の取組状況を、関係所属で構成する総合計画策定会議で協議し、その内容を総合計画審議会で報告予定。
2	継続	総合戦略推進事業 (行政経営課)	本市の人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョン及び今後5か年の本市の実情に応じた施策の方向性を提示する那珂川市総合戦略の検証及び見直しを行い、本市のまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。	地方創生の取組について、学識経験者、関係団体又は企業の職員、公募委員で構成される地方創生推進委員会で、会議を開催予定。令和5年度の地方創生の実績や取組状況についての報告、次期総合戦略の方針の提示をし、本委員会より意見を聴取する。	本市の地方創生の取組について、専門的な意見をいただきたい。	○審議会 【地方創生推進委員会】 令和5年度の実績を3役5部長で構成するまち・ひと・しごと創生本部会議にて報告し、その内容を本委員会にて報告予定。
3	継続	住民参画条例事業 (総務課)	住民が市の政策立案、施策運営等の過程に参画するために必要な基本的事項を定めることにより、住民と市の協働によるまちづくりを推進することを目的としている。	住民参画条例第6条に規定されている住民参画の対象となる施策に関し、同条例第7条に規定の方法を用いて広く住民からの意見等を募ることで、施策の参考とする環境をつくる。 また、総合計画等に基づく施策が同条例の規定に沿って適切に取り組まれているかを審議する場として、住民参画推進委員会を組織している。	総合計画等に定める施策に関し、自発的に意見を出してくれる住民を増やしていきたい。 しかし、住民参画の手法の1つであるパブリックコメントがよく用いられているが、意見がないことも多く、周知方法等を検討していく必要がある。	○審議会 【住民参画推進委員会】 令和6年度は引き続き、住民参画の手法が適切に用いられているかどうか委員会で審議していく。また、まちの底力応援補助金や協働研修の動画についても進捗を報告していく。
4	継続	人権施策推進事業 (人権政策課)	那珂川市人権教育・啓発基本方針に基づく実施計画進捗を管理するため、進捗状況の報告としてまとめ、審議会へ報告する。	審議会を開催し、那珂川市人権教育・啓発基本方針に基づく実施計画の進捗報告を行うことで、頂いた意見を関係課へフィードバックする。	審議会からの意見を関係課へフィードバックすることで、実施計画にある各種事業の推進を図る。	○審議会 【人権施策推進審議会】 審議会を開催し、那珂川市人権教育・啓発基本方針に基づく実施計画等の進捗状況の報告などを行う。
5	継続	障がい者施策事業 (障がい者支援課)	障がい者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立について必要な事項を調査審議する。 障がい者に関する施策の推進について、関係行政機関相互の連絡調整を要するものの基本的事項を調査審議する。	第5次那珂川市障がい者施策推進計画・第7期那珂川市障がい福祉計画及び第3期那珂川市障がい児福祉計画の進捗状況について確認する。	障害者に関する施策の推進について、住民が自らの責任と役割を自覚し、市政に参画する社会の構築を目指したい。	○審議会 【障がい者施策推進協議会】 那珂川市障害者施策推進協議会を設置し、市民から2名の公募委員を募る。
6	継続	男女共同参画推進事業 (人権政策課)	那珂川市男女共同参画プランの推進状況を審議会へ報告し、審議会意見を関係課へ還元することにより、本市の男女共同参画に関する施策の更なる推進を図る。	男女共同参画審議会を開催し、那珂川市男女共同参画プランの推進状況の報告を行う。審議会での審議結果を意見としてまとめ、次年度以降の施策へ活用する。	男女共同参画プランのより一層の推進を図るため、学識経験者からの専門的な意見をはじめ、審議会委員の点検・評価に基づく意見等を聴取する。	○審議会 【男女共同参画審議会】 那珂川市男女共同参画プランの推進状況報告書を作成し、実施状況を確認する。

	状況	事業名	事業の目的	事業の内容	住民参画の実施により得たいもの、課題等	住民参画の方法
7	継続	子どもの権利擁護事業 （こども応援課）	社会全体がこどもの権利を保障し、こどもの育ちを支え合うことにより、こどもが充実した生活を送り、心身ともに健やかに成長・発達することができる、こどもにやさしいまちを実現する。	こどもにやさしいまちづくりを推進するこどもにやさしいまちづくり行動計画を策定するため、こどもにやさしいまちづくり推進会議やパブリックコメントを実施する。これらにより、こどもが充実した生活を送り、心身共に健やかに成長・発達できるよう具体的な取組みを定める。	住民のニーズや実態を把握し、こどもにやさしいまちづくりを推進し、住民が自発的に市政に参画する社会の構築を目指したい。	○審議会 【子どもにやさしいまちづくり推進会議】 こどもの権利条例に基づくこどもにやさしいまちづくりを推進していくために、こどもにやさしいまちづくり推進会議を開催し、審議を行う。 ○パブリック・コメント こどもにやさしいまちづくり推進会議で調査研究するために、住民参画に対する埋もれがちな住民の意見を掘り起こすために、パブリック・コメントを実施する。
8	継続	環境基本計画策定事業 （環境課）	環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議する。	環境審議会で第2次環境基本計画年次報告書（令和5年度版）に対する住民意見を広く取り入れ、次年度からの第3次環境基本計画年次報告書作成の参考とする。	本市の豊かな水や緑などの自然環境について住民がどのように考えているか、目指すべき環境像に乖離がないかを求め、環境分野について深く考える機会を創出したい。	○審議会 【環境審議会】 環境行政の総合的かつ計画的な推進について審議するため、環境審議会を設置する。審議内容については、市HPに掲載し、住民との情報の共有を図る。
9	継続	地域保健推進事業 （健康課）	那珂川市民の健康増進を図るため、那珂川市健康増進計画を策定している。 計画の実行に当たり、健康づくり推進委員会を設置することで、市として効果的な健康増進事業を行えるよう助言をもらう体制を整える。	年に2回程度委員会を開催する。事前に健康課題に関するテーマのお知らせと関連資料を送付し、当日は意見聴取を行う。	・委員は医療関係者や各種団体からの推薦委員、市民公募枠の委員で構成されており、行政目線だけではない意見を聴取したい。 ・公募枠の委員を募集する際、職業や地域活動で保健事業に関わったことがある方の応募となっている。	○審議会 【地域保健推進委員会】 各団体の代表者、関係機関職員、市民公募者より構成された委員会を設置し、年に2回程度開催する。
10	必要時のみ開催	農業振興地域整備事業 （農林課）	那珂川市農業振興整備事業計画を変更、更新する際に、意見聴取及び審査を行う協議会を設置する。	那珂川市農業振興整備事業計画を変更、更新する際に、意見聴取及び審査を行う協議会を実施する。	案件の発生時のみ協議会を開催する。	○審議会 【農業振興地域整備事業促進協議会】 那珂川市農業振興整備事業計画を変更、更新する際に、意見聴取及び審査を行う協議会を設置する。
11	新規	道善・恵子土地区画整理事業 施行区域の変更 （都市計画課） ※事業としては新規だが、都市計画審議会としては以前より継続	道善・恵子地区の土地区画整理事業について、都市計画に定められた事業区域を変更するもの。	変更案を縦覧に供し、意見を募集する。また、都市計画審議会に諮問を行う。	専門的な用語や内容が多いことが課題であり、住民参画にあたりわかりやすい説明を工夫することが求められる。	○審議会 【都市計画審議会】 都市計画審議会に諮問を行う。また、縦覧に供した際に意見の提出があった場合は、意見に対する対応方針を付して審議会に報告する。 ○公聴会 公述の申出期間を設け、申出があった場合に開催する。 ○住民説明会 土地区画整理事業により実施される予定。 ○パブリック・コメント ①原案作成後、原案を公表し、意見を募集するとともに、公述の申出を受け付ける期間を1ヶ月間設ける（那珂川市まちづくり住民参画条例第14条に基づくもの）。 ②案作成後、案を縦覧に供し、意見を募集する期間を2週間設ける（都市計画法第17条に基づくもの）。

	状況	事業名	事業の目的	事業の内容	住民参画の実施により得たいもの、課題等	住民参画の方法
12	継続	那珂川市文化芸術推進計画策定事業 (文化振興課)	全ての住民が生涯を通して文化芸術に触れる機会を創出し、享受できる環境を充実させることで、文化芸術が持つ様々な価値を通じて市民生活をより豊かにすることを目的としている。	那珂川市文化芸術推進審議会を開催し、計画策定後の具体的な施策推進のため、推進案の検討を行う。また、審議結果について市ホームページに掲載し住民との情報の共有を図る。	住民の文化芸術活動に関する実態を把握したい。課題としては、住民が主体的に文化芸術活動に関わることができる仕組みの必要性が挙げられる。	○審議会 【那珂川市文化芸術推進審議会】 那珂川市文化芸術推進審議会において、計画策定後の施策の進捗状況について審議する。審議した結果等については、市ホームページに掲載し住民との情報の共有を図る。
13	継続	子ども読書活動推進委員会	全ての子どもを対象に、行政だけでなく地域と一緒に、子どもたちそれぞれの発達段階・個性に応じた読書活動を行うための環境づくりを推進し、読書活動が子どもたちの人生が豊かになる一助となることを目指す。	那珂川市子ども読書活動推進委員会を開催し、第3次那珂川市子ども読書活動推進計画に基づく市内各関係機関の子どもの読書に関する取り組みの進捗管理を行う。また、計画推進に活かすため、市内の小中学生や、未就学児の保護者を対象にアンケートを実施し、同委員会などで結果を共有する。 加えて、審議結果について市ホームページに掲載し、市民との情報共有を図る。	子どもたちの読書活動の実態を把握し、目的達成のためにより効果的な事業を実施していきたい。課題としては、子どもの読書活動を推進するための取り組みに積極的に参加していただけるよう、事業内容だけでなく、市民に対する周知方法に関しても工夫改善する必要性が挙げられる。	○審議会 【子ども読書活動推進委員会】 第3次那珂川市子ども読書活動推進計画に基づいて、市内各関係機関の子どもの読書に関する取り組みの進捗確認等を行い、審議結果等については、市ホームページに掲載し市民との情報の共有を図る。 ○アンケート 子どもの読書活動の実態を把握するとともに、今後の事業に活かすため、市立小・中学校の児童・生徒及び未就学児の保護者を対象としたアンケートを継続して実施する。
14	継続	総合運動公園整備事業 (運動公園整備推進室)	那珂川市運動公園を整備する。	後野の用地約7.1haを計画地として、総合運動公園の整備を推進している。 導入施設としては、多目的グラウンドやテニスコートなどの屋外スポーツ施設を検討しており、あわせてクラブハウスや遊具・健康広場などの設置についても検討しており、健康増進やスポーツ活動などにおいてあらゆる世代の方々に利用いただける公園となるよう、検討を行っている。	那珂川市総合運動公園の整備、維持管理及び運営を行う事業者を競争性、公平性及び透明性を確保して選定するために住民参画を実施する。 健康増進やスポーツ活動などにおいて、あらゆる世代の方々に利用いただける公園となるように住民の意見を聞き取りたい。	○審議会 【総合運動公園整備等事業者選定委員会】 那珂川市総合運動公園の整備、維持管理及び運営を行う事業者を競争性、公平性及び透明性を確保して選定するため、那珂川市総合運動公園整備等事業者選定委員会を開催する。 ○住民説明会 進捗状況についての情報を発信するために、公表資料について住民説明会を開催する。
15	継続	かわせみバス運行事業 (都市計画課)	公共交通を必要とする市民の移動ニーズを踏まえ、公共交通機関の適切な役割分担のもと、必要な地域に必要な公共交通を導入することで、市民が生活に必要な目的地にアクセスするための持続可能な公共交通体系を構築する。	本市公共交通の在り方を検討するため、交通体系検討分科会に行政区長12名、当該組織の上位組織である地域公共交通活性化協議会に交通体系検討分科会を代表する委員4名及び公募委員2名が参画し、本市公共交通についての協議を行う。	各地区を代表する区長やかわせみバスを利用する市民の意見から、本市における公共交通の課題を吸いあげ、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。	○審議会 【地域公共交通活性化協議会】【交通体系検討分科会】 地域公共交通活性化協議会を年3回、交通体系検討分科会を年4回程度開催し、かわせみバスのダイヤ改正等の本市公共交通のあり方について検討を行う。